⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を23点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

①　企業の施工能力

・工事中事故に関すること

ロ）企業の高度な技術力

①　技術提案

１．施工上の課題に対する技術的提案

１－１．施工上の課題に対する具体的方策

①　腹付け高盛土の施工に関する具体的方策

１－２．施工上の課題に対する技術的着眼点

②　盛土上のＣ－ｂｘ（ＳＴＡ411＋48）施工に関する技術的着眼点

③　宮川橋上部工架設ヤードの引渡し時期遅延防止に向けた技術的着眼点

ただし、②③については技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。なお、これらの具体化に伴い生じる調査，解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

２．工事中安全対策全般に関する具体的方策

①　場内土運搬作業に関する具体的方策

②　工事用仮橋・作業構台の設置に関する具体的方策

③　急傾斜上の渓流対策工の施工に関する具体的方策

３．品質確保に向けた具体的方策

①　コンクリートの型枠・鉄筋に関する具体的方策

②　コンクリートの打設・養生作業に関する具体的方策

③　本工事全般における品質確保上最も重要と考えられる課題とその対策（①、②に提示した課題の重複は認めるが、その具体的方策の提案は重複しないこととする。）

ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

１）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

２）膨張剤、高機能AE減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案

３）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

４）養生設備が過剰となる提案

５）過剰な設備の追加に関する提案

②　情報化施工等の活用

・ＭＣ又はＭＧの活用実績

・ＩＣＴ土工の活用

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。